

令和2年2月4日開催

第 16 回

新ひだか町農業委員会総会議事録

新ひだか町農業委員会

# 第16回新ひだか町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年2月4日(金) 午前10時00分

2. 開催場所 みついしふれあいプラザ 3階会議室

3. 出席委員 8 人 (欠席委員2名)

1	番	酒	井	薫	出
2	番	山	野	幸	出
3	番	中	村	ト	出
4	番	西	村	和	出
5	番	岡	田	夫	欠
6	番	安	田	悦	欠
7	番	土	居	郎	出
8	番	前	谷	正	出
9	番	野	表	武	出
10	番	金	森	篤	出
				夫	出
				靖	出
				一	出

4. 出席事務局職員

事務局長 久 保 稔

主 幹 二 本 柳 浩 一

主 幹 神 谷 貴 史

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農業振興地域における農用地区の変更等に係る意見について

議案第6号 現況証明下附願いに対する発給について

議案第7号 令和元年度贈与税・相続税及び不動産取得税の猶予(継続)届出に係る営農証明発給の適否について

議案第8号 農地法第46条の規定による売払いに係る意見について

議案第9号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

## 6. 会議の概要

事務局長	<p>それでは、ご案内の時間となりましたので、令和2年2月4日招集、第16回新ひだか町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>なお、本日の欠席者は4番西村委員、5番岡田委員です。</p> <p>以上により、出席委員は定足数に達しておりますので、農業委員会法第27条第3項及び新ひだか町農業委員会会議規則第8条により、本総会が成立していることを報告いたします。</p> <p>総会の開会にあたり、金森会長よりご挨拶をいただきます。</p>
会長	挨拶
事務局長	それでは、新ひだか町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっております。会長、よろしくお願いいたします。
議長	<p>これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員ですが議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	それでは、議事録署名委員は、1番酒井委員、2番山野委員にお願いいたします。以上で日程第1を終わります。
議長	次に日程第2の議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、議題といたします。議案第1号1番の議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第1号の議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請については2件です。議案書をもとに説明します。
事務局	<p>【議案第1号1番を議案書をもとに説明】</p> <p>順位1番は、農業経営の安定のため、親から農地を譲り受けるものです。</p> <p>なお、農地法第3条第2号の各号の不当の要件に該当しておらず、許可要件を満たしているものと考えております。</p> <p>以上で議案の説明を終わります。</p>
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
6番	議案第1号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第1号1番について、これを許可することに異議ございませんか。  (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第1号1番はこれを許可することと決定いたします。
議長	次に事務局より、議案第1号2番の議案の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、順位2番の議案書をご覧ください。議案書をもとに説明します。
事務局	<p>【議案第1号2番を議案書をもとに説明】 (法人所在地が新冠町のため、営農計画書に基づいて内容説明)</p> <p>順位2番は、軽種馬育成地確保のため、農地を購入するものです。</p> <p>なお、前回申請があり、賃貸借があったため却下している案件ですが、令和元年12月に契約が終了しており、土地が所有者へ戻ってます。農地法第3条第2号の各号の不許可要件に該当しておらず、許可要件を満たしているものと考えております。</p> <p>以上で議案の説明を終わります。</p>

議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
2番	議案第1号2番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第1号2番について、これを許可相することに異議ございませんか。  (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第1号2番はこれを許可することと決定いたします。
議長	次に議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを、議題といたします。 事務局より議案第2号1番の議案の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第2号の議案書をご覧下さい。農地法第4条の規定による許可申請については1件です。議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第2号1番を議案書をもとに説明】
事務局	順位1番については牧草ロールの保管場所が不足していることから設置するものです。申請地は、農業公共投資後8年以内の農地には該当しないなど、農地法第4条第1項の転用申請について転用不可の項目に該当しておらず、やむを得ない転用と考えております。 昨日、現地調査を地区担当委員に行っていたいただき、やむを得ない転用との意見をいただいております。 以上で議案の説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
9番	議案第2号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第2号1番について、これを許可相当との意見を付することに異議ございませんか。  (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第2号1番はこれを許可相当との意見を付して、北海道農業会議に諮問かけ、北海道に進達することに決定いたします。
議長	次に議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを、議題といたします。 事務局より議案第3号1番の議案の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第3号の議案書をご覧下さい。農地法第5条の規定による許可申請については1件です。議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第3号1番を議案書をもとに説明】
事務局	順位1番ですが、現在の住宅が手狭になったことから後継者の住宅を新築するものです。申請地は、農業公共投資後8年以内の農地には該当してなど、農地法第5条第1項の転用申請について、転用不可の項目に該当しておらず、やむを得ない転用と考えております。 昨日、現地調査を地区担当委員に行っていたいただき、やむを得ない転用との意見をいただいております。 以上で議案の説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
9番	議案第3号1番については、事務局の説明のとおりです。

議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第3号1番について、これを許可相当とすることに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第3号1番はこれを許可相当との意見を付して、北海道農業会議へ諮問かけ北海道に進達することに決定いたします。
議長	ここで事務局から追加議案の申し出がありましたので、これを順位2番として許可します。議案を説明願います。
事務局	【議案第3号2番を議案書をもとに説明】
事務局	順位2番ですが、良好な農地とすることを目的とした土砂及び砂利採取に伴う一時転用になります。申請地は、農業公共投資後8年以内の農地には該当していないなど、農地法第5条第1項の転用申請について、転用不可の項目に該当しておらず、やむを得ない転用と考えております。昨日、現地調査を地区担当委員に行っていたいただき、やむを得ない転用との意見をいただいております。以上で議案の説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
8番	議案第3号2番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第3号2番について、これを許可相当とすることに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第3号2番はこれを許可相当との意見を付して、北海道農業会議へ諮問かけ北海道に進達することに決定いたします。
議長	次に議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを、議案といたします。議案の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第4号の議案書をご覧下さい。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については所有権移転2件、利用権設定19件の計21件です。議案書をもとに説明します。  【議案第4号1番を議案書をもとに説明】
事務局	順位1番ですが、経営規模拡大のため近隣農地を買い受けるものです。なお、経営面積・受持日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各項目を満たしているものと考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
8番	議案第4号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第4号1番の集積計画を決定とすることに異議ございませんか。  (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第4号1番の集積計画を決定とします。
議長	次に順位2番についてを、議案といたします。議案の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、順位2番の議案書をご覧ください。議案書をもとに説明します。

事務局 【議案第4号2番を議案書をもとに説明】

事務局 順位2番ですが、経営規模拡大のため近隣農地を買い受けるものです。  
なお、経営面積・受持日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各項目を満たしているものと考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

8番 議案第4号2番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第4号2番の集積計画を決定とすることに異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第4号2番の集積計画を決定とすることと決定します。

議長 次に順位3番から8番についてを、一括議案といたします。議案の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、順位3番から8番の議案書をご覧ください。議案書をもとに説明します。

事務局 【議案第4号3番から8番を議案書をもとに説明】  
(順位6番は、取り下げにより欠番)

事務局 順位3番から8番ですが、信託財産の解除による利用権の設定です。  
なお、経営面積・受持日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各項目を満たしているものと考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

8番 特にありません。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。

1番 この信託財産で何でしょうか。

事務局 ●●●●●●が、信託財産として所有権を移転し賃貸借していたものを、この度、●●●●●●から信託解除の申し出があり、所有権の異動に伴い利用者との間に利用券の再設定を行うものです。

議長 採決いたします。議案第4号3番から8番の集積計画を決定とすることに異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第4号3番から8番の集積計画を決定とします。  
(6番欠番)

議長 次に順位9番についてを、議案といたします。議案の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、順位9番の議案書をご覧ください。議案書をもとに説明します。

事務局 【議案第4号9番を議案書をもとに説明】

事務局 順位9番ですが、令和元年12月末日で利用券の設定が満了しており、●●さんとの連絡が取れなく、この度、連絡が取れ利用権を設定でするものです。  
なお、経営面積・受持日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各項目を満たしているものと考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
8番	特にありません。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
1番	これは、自動継続にならないのか。
事務局	強化法の賃貸借の場合はなりません。農地法の3条の賃貸借は法的に自動更新となるんですが、農地法の3条の使用貸借及び強化法による賃貸借は自動継続になりません。
議長	他に何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第4号9番の集積計画を決定とすることに異議ございませんか。  (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第4号9番の集積計画を決定とします。
議長	次に順位10番から21番についてを、一括議案といたします。議案の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、順位10番の議案書をご覧下さい。議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第4号10番から21番を議案書をもとに説明】
事務局	順位10番から21番ですが、利用券の再設定の件ですので説明を省略させていただきます。 (訂正箇所 順位11番は欠番、順位21番の推定相続人を●●●●●と記入) なお、経営面積・受持日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各項目を満たしているものと考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
8番	特にありません。
議長	採決いたします。議案第4号10番から21番の集積計画を決定とすることに異議ございませんか。  (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第4号10番から21番集積計画を決定とします。
議長	次に議案第5号、農業振興地域における農用地域の変更等に係る意見について、議題とします。 事務局より議案第5号1番の議案の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第5号の議案書をご覧下さい。農業振興地域における農用地域の変更等に係る意見については3件です。議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第5号1番を議案書をもとに説明】
事務局	順位1番ですが、現在居住している住宅が手狭になったことから、後継者の住宅を建築したいものです。 申請地は、牛舎等に近接しており、営農管理上最適地であると判断し選定したものです。 また、申請地は牧草地など営農に支障のないように選定したものです。 申請地が農用地区域内であることから除外に関する意見が求められています。 昨日、現地調査を地区担当委員に行っていたが、過大な転用ではないことから除外についてやむを得ない計画であるとの意見をいただいております。 以上で議案の説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
6番	議案第5号1番については、事務局の説明のとおりです。

議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第5号1番について、これを適当であるとの意見を付することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第5号1番はこれを適当であるとし、町長への意見とします。
議長	次に順位2番についてを、議案といたします。順位2番の議案の説明をお願いいたします。
事務局	【議案第5号2番を議案書をもとに説明】
事務局	順位2番は、牧草ロール置き場が不足していることから建設するものです。 申請地が農用地区域内であることから変更に関する意見が求められています。 昨日、現地調査を地区担当委員に行っていただき、過大な転用ではないことから用途変更についてやむを得ない計画であるとの意見をいただいております。 以上で議案の説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
6番	議案第5号2番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
6番	転用後の地目は何になるのか。
事務局	最終的には法務局の判断になりますが、雑種地になると思います。
議長	採決いたします。議案第5号2番について、これを適当であるとの決定に異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第5号2番はこれを適当であるし、町長への意見とします。
議長	次に順位3番についてを、議案といたします。 事務局より順位3番の議案の説明をお願いいたします。
事務局	【議案第5号3番を議案書をもとに説明】
事務局	こちらは、第1種の農地に農家住宅を建てる場合には、マスタープランの変更が必要となることから意見を求めら意見が求められているものです。 昨日、現地調査を地区担当委員に行っていただき、過大な転用ではないことから変更についてやむを得ない計画であるとの意見をいただいております。 以上で議案の説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
2番	議案第5号3番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第5号3番について、これを適当であるとの決定に異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第5号3番はこれを適当であるし、町長への意見とします。
議長	次に、議案第6号現況証明下附願いに対する発給についてを、議題といたします。事務局より、



	議案第6号1番の議案の説明をお願いいたします。
事務局	<p>それでは、議案第6号の議案書をご覧ください。現況証明下附願いに対する発給については1件です。議案書をもとに説明します。</p> <p>【議案第6号1番を議案書をもとに説明】</p>
事務局	<p>順位1番ですが、周囲が道路と山林に囲まれた狭隘な農地であり、通年湿地帯で肥培管理が難しく、長年管理されておらず、荒廃した土地です。このたび処分するため証明願いが出されまいた。</p> <p>昨日、現況調査を地区担当委員に行っていたいただき、今後営農作付をする見込みがないことから非農地である旨のご意見をいただいております。</p> <p>以上で議案の朗読と説明を終わります。</p>
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
5番	議案第6号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第6号1番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第6号1番については現況証明を発給することと決定いたします。
議長	次に、議案第7号令和元年贈与税・相続税及び不動産取得税の猶予(継続)届出に係る営農証明発給の適否についてを、議題といたします。事務局より、議案第7号の議案の説明をお願いいたします。
事務局	<p>【議案第7号を議案書をもとに説明】</p> <p>贈与税・相続税及び不動産取得税の猶予(継続)届出に係り営農証明書が必要であることからご審議頂くもので、対象者については、問題がないものと考えております。</p> <p>以上で議案の説明を終わります。</p>
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第7号については、営農証明を発給することと決定してよろしいですか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第7号については発給することと決定いたします。
議長	次に、議案第8号農地法46条の規定による売り払いに係る意見についてを議題とします。たします。
事務局	<p>【議案第8号を議案書をもとに説明】</p> <p>議案第8号は開拓財産(国有地)の払い下げに係り、申請者が農地法施行規則第95条第1号に該当しているかをご審議いただくもので、現在営農しているかということで、申請者につきまして問題がないものと考えております。</p> <p>以上で議案の説明を終わります。</p>
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第8号については承認することと決定してよろしいですか。 (異議なしの声多数)

議長	賛成多数ですので、議案第8号については承認することと決定いたします。
議長 事務局	<p>次に、議案第9号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてを議題とします。</p> <p>【議案第9号を議案書をもとに説明】</p> <p>こちらは、昨今全国的に農業委員会おけるに不祥事が発生していることから、本年開催された全国大会の席上で決議され、各農業委員会においても総会で決議を行い、啓発をすることと決定されました。</p> <p>これを受けて、当農業委員会においても決議するものです。</p> <p>以上で議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>採決いたします。議案第9号については承認することと決定してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声多数)</p>
議長	賛成多数ですので、議案第9号については承認することと決定いたします。
議長	<p>以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。</p> <p>その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは、以上をもちまして、新ひだか町農業委員会第16回総会を閉会いたします。</p> <p>(終了時刻 午前11時10分)</p> <p>以上のとおり、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名捺印する。</p> <p>令和2年2月4日(議事録調整日 令和2年4月30日)</p> <p style="text-align: right;">新ひだか町農業委員会会長 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p style="text-align: right;">議 事 録 署 名 委 員 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p style="text-align: right;">議 事 録 署 名 委 員 <span style="float: right;">㊟</span></p>







›

—

:

↳

⌋  
⌋

—

:

^

;

.

f

—

:

^

;

7

7

7

—

7

7  
7。







—

—

—

—

—

—